

会津若松市上下水道局工事発注基準

(平成 19 年 12 月 28 日決裁)

(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

(平成 25 年 8 月 20 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道局の工事に係る発注については、会津若松市建設工事発注基準（平成19年12月7日決裁）の例による。この場合において、同基準の次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

I 総則	会津若松市（以下「市」という。）	会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）
II 発注方式	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に該当する場合	地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項に該当する場合
II 発注方式	市	上下水道局
制限付一般競争入札 3	会津若松市電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）	会津若松市上下水道局電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）
II 発注方式	会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）	会津若松市上下水道事業契約規程（平成 8 年会津若松市水道部管理規程第 10 号）
制限付一般競争入札 4		
II 発注方式	会津若松市財務規則第 118 条	会津若松市上下水道事業契約規程第 20 条
制限付一般競争入札 6(1)		
II 発注方式	市長	上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）
制限付一般競争入札 6(3)		
II 発注方式	市長	管理者
制限付一般競争入札 6(4)		
第 1 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 2 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 3 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
(会津若松市水道部建設工事等発注基準の廃止)
- 2 会津若松市水道部建設工事等発注基準(平成 16 年 3 月 31 日決裁)は、廃止する。
- 3 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。
- 4 この基準は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市水道部建設工事発注基準は、平成 25 年 10 月 11 日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。